

無料法律相談

- ▶日時・場所 ①鉄南ふれあいセンターでの相談…8月18日(土) 9時30分～12時、②弁護士事務所での相談…日時は市民サービスグループにお問い合わせください
- ▶内容 交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題
- ※裁判や調停中のもの、同じ方による同一内容の相談はお受けできません。
- ▶担当弁護士 たかむら まさと 高村 真人弁護士
- ▶定員 各6人(申込順)
- ▶申込期限 7月30日(月)

くらしの無料相談

～北海道行政書士会室蘭支部 主催～

- ▶日時 7月28日(土) 9時30分～12時
- ▶場所 鉄南ふれあいセンター
- ▶内容 相続や遺言、各種契約などで官公署に提出する書類の相談
- ▶定員 10人(申込順)
- ▶申込期限 7月27日(金)
- ※直接会場にお越しいただいても相談できますが、できるだけ事前にお申し込みください。

そのほかの相談

市民生活や消費生活に関する相談も随時、市民サービスグループで受け付けています。

なお、消費生活に関する相談は、登別消費者協会(労働福祉センター内・☎8307)でも受け付けています。



申し込み・問い合わせ
市民サービスグループ
(☎851855)



- ▼申し込み 9月3日(月)から12日(水) (土・日曜日を除く) までに下水道G (☎9052)
- ▼試験日時 11月7日(水) 13時30分
- ▼試験地 室蘭市
- ※試験講習は10月に室蘭市で行います。
- ▼受験・受講料 受験料4千円、受講料3千円(テキスト代を含む)
- ※試験に合格された方は、排水設備工事責任技術者として日本下水道協会北海道地方支部に登録されます。

平成19年度排水設備工事
責任技術者試験を行います
↓
日本下水道協会北海道地方支部主催

平成18年度情報公開条例による公文書の 公開状況と個人情報保護条例の 運用状況をお知らせします

情報公開条例

『登別市情報公開条例』は、公文書の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加による開かれた市政を一層推進し、公正で民主的な市政の発展に役立てることを目的に制定し、平成10年10月1日から施行しました。

また、平成18年9月29日に条例の全部が改正され、同日から施行しています。

公文書の公開の請求・申し出件数

実施期間 の名称	公文書の公開の 請求・申し出件数	公文書の公開の請求・申し出の内訳	
		公開の請求件数	公開の申し出件数
市長部局	11件	5件	6件
議会	1件	0件	1件
合計	12件	5件	7件

※教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長については、公開請求などはありませんでした。

請求・申し出に対する決定などの内容別件数

請求の内容	公開	一部公開	非公開	取下げ	不存在等
公開の請求	4件	1件	0件	0件	0件
公開の申し出	6件	1件	0件	0件	0件
合計	10件	2件	0件	0件	0件

個人情報保護条例

『登別市個人情報保護条例』は、個人情報の開示などを請求する市民の権利を保障するとともに、個人の権利・利益の保護と公正で民主的な市政の推進を図り、基本的人権の擁護に役立てることを目的に制定し、平成10年10月1日から施行しました。

また、平成18年9月29日に条例の一部が改正され、同日から施行しています。

※平成18年度は個人情報の開示請求などはありませんでした。

市は、情報公開条例による公文書の公開のほか、市政に関する情報の提供、個人情報保護に関する相談を受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ
総務グループ (☎1130)